

福岡県

福岡県における地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業の概要(令和元年度)

実施主体	事業名	概要
大牟田市	地域力強化推進事業	○地域支え合いネットワーク強化事業、大牟田市地域力強化推進事業【委託先:一般社団法人大牟田未来共創センター+包括支援センター委託の5法人】 各地域包括支援センターエリアに職員(地域共創サポーター)を1名ずつ配置し、住民に身近な圏域において地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる体制づくりを支援していく。 また、各地域において解決が困難な課題等を全市的に把握することで、各地域がそれぞれの生活課題を共有し、地域をまたぎ連携を行い、課題の解決に取り組む体制の構築を図る。
	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	○大牟田市多機関の協働による包括的支援体制構築事業【委託先:医療法人静光園】 相談支援包括化推進員を配置し、支援機関の連絡会や研修会の開催等により、支援機関同士の役割や機能を認識する機会をつくる。また、支援対象者の支援を通じて、関係機関同士の連携を強化する。 多機関が関わる事例は、相談支援包括化推進員がケース会議を招集し、必要に応じて会議の進行や助言を行う。
八女市	地域力強化推進事業	○地域力強化推進事業【委託先:八女市社協】 小地域における福祉活動実践者の育成及び活動拠点・相談支援システムの整備を行う。また、小学校区のうち数か所をモデル地区として設定し、ライフステージに応じた困りごとを顕在化し、課題に応じた制度につなげることでできる新たな見守り体制を構築する。
	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	○包括的な相談支援体制事業【委託先:八女市社協】 相談支援包括化推進員(まるごとサポーター)を市内6地域(日常生活圏域)に6名設置。コミュニティソーシャルワーカーや包括支援センター、障害相談支援事業所等と連携し、個別ケース対応を実施。各分野の相談支援機関ネットワークを構築するため、各分野の核となる相談支援機関(コーディネーター機関)との連携会議も行う。
うきは市	地域力強化推進事業	○我が事・丸ごとの地域づくり推進事業【委託先:うきは市社協】 福祉学習会の開催や居場所活動、生活支援など、行政区や地区の地域福祉活動に対する支援を行う。「福祉小座談会」の開催を推進し、地域生活課題の早期把握を図る。また、市内2か所の社協事務所に「生活・福祉丸ごと相談」窓口を設置する。
	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	○多機関の協働による包括的支援体制構築事業【市直営】(※補助金の活用なし) 「福祉小座談会」や「生活・福祉丸ごと相談」で把握した課題で、解決に至らなかったケースに対応していくほか、民生委員の定例会に参加して地域で対応できない課題をつないでもらい、支援する。多様な機関との連携に向けて、市内に今ある社会資源を洗い出し、それぞれと顔の見える関係づくりに取り組む。各課題に応じた機関につなぎ、連携・協働しながら対応するなかで、不足している社会資源を整理して新たな資源の創出を図る。
糸島市	地域力強化推進事業	○地域力強化推進事業【委託先:糸島市社協】 校区担当のコミュニティソーシャルワーカーを中心に、地域ささえあい会議等を開催し、人や団体、企業をつなぐ。市社協内連携により、困難事案の対応の協議や支援を行う。また、生活困窮者自立支援で構築した庁内連携や他の専門機関とのネットワークの活用によりバックアップ体制を広げていく。
	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	○多機関の協働による包括的支援体制構築事業【市直営】(※補助金の活用なし) 庁内では、生活困窮者自立支援庁内連携委員会の活用により、業務の中で気になる人・世帯を早期につないでいる。また、地域では、校区担当コミュニティソーシャルワーカーとの連携により、民生委員をはじめとした地域の人からの情報収集を行っている。地域包括支援センター会議など既存のネットワークを利用して相談体制を作り、アウトリーチを含む初期対応後、アセスメントを行い、適切な制度・専門機関へのコーディネートをを行う。
岡垣町	地域力強化推進事業	○地域人材育成事業【委託先:岡垣町社協】 民生委員等の地域福祉実践者、地域住民、事業所を対象に地域福祉に係る研修を実施。地域住民と福祉に関わる事業所、行政・社協が共に意見を出し合う「話し合いの場」へつなぐ。定期的に協議会を開いて課題を把握し、地域包括支援センター、高齢者・障害者相談センター、町社協で受け止め、課題の解決を図る。
	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	○多機関の協働による包括的支援体制構築事業【委託先:岡垣町社協】 町社協、民生委員、関係機関等による定例会で地域の諸問題の早期発見を行い、地域包括支援センター、高齢者・障害者相談センター等と連携して課題の情報共有、整理を行い、支援策を検討する。
大刀洗町	地域力強化推進事業	○地域づくり推進事業【委託先:大刀洗町社協】 各行政区の小地域協議会、町、関係団体等と連携し、行政区ごとの活動支援を行い、要援護者見守りネットワーク事業を実施する。また、地域の福祉課題の情報共有や意見交換、住民による地域づくりの自助・互助意識を高めるために、地域住民を対象に地域福祉講座等を実施する。さらに、制度の狭間、複合的な住民の課題を包括的に受け止める総合相談窓口を社協に設置する。
	多機関の協働による包括的支援体制構築事業	○総合的な相談支援体制構築事業【委託先:大刀洗町社協】 相談窓口、アウトリーチ支援、関係部署からの相談等で把握した課題を、庁内連携の会議、社会福祉法人の連絡会、地域包括ケアシステム連携会議等の中で、多機関との連携体制を構築して支援に取り組む。

平成30年度市町村地域福祉計画に関する
研修会事例発表用(平成31年3月15日)

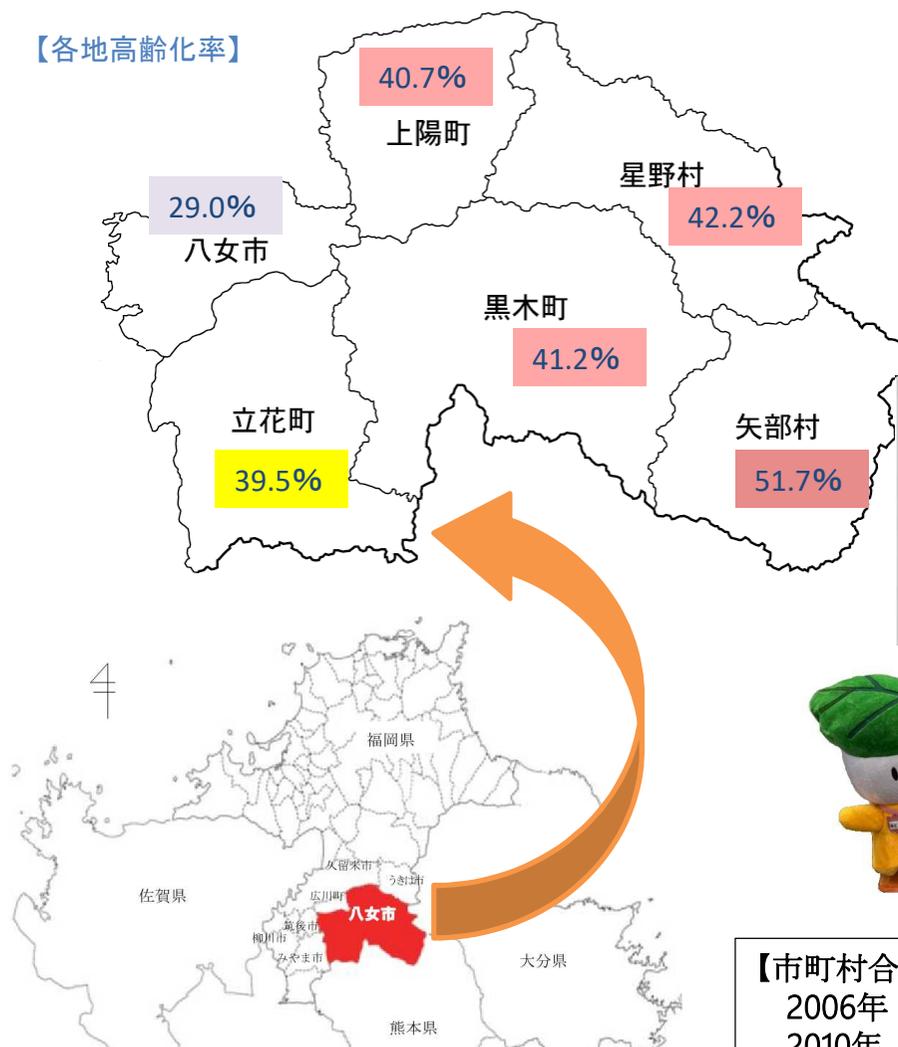
八女市における 包括的な支援体制の整備について

八女市健康福祉部福祉課



1. 八女市の概要

【各地高齢化率】



(2018年4月1日現在)

総面積 482.44 km² (広さ県内2位、森林率65.6%)

八女本庁から矢部支所まで自動車で50分

総人口 64,322人 (前年度比 △705人)

世帯数 24,754世帯 (独居・高齢者のみ率43.4%)

高齢化率 34.0% (2040年の最新全国推計35.3%)

生活保護率 0.735% (2018年1月1日現在)

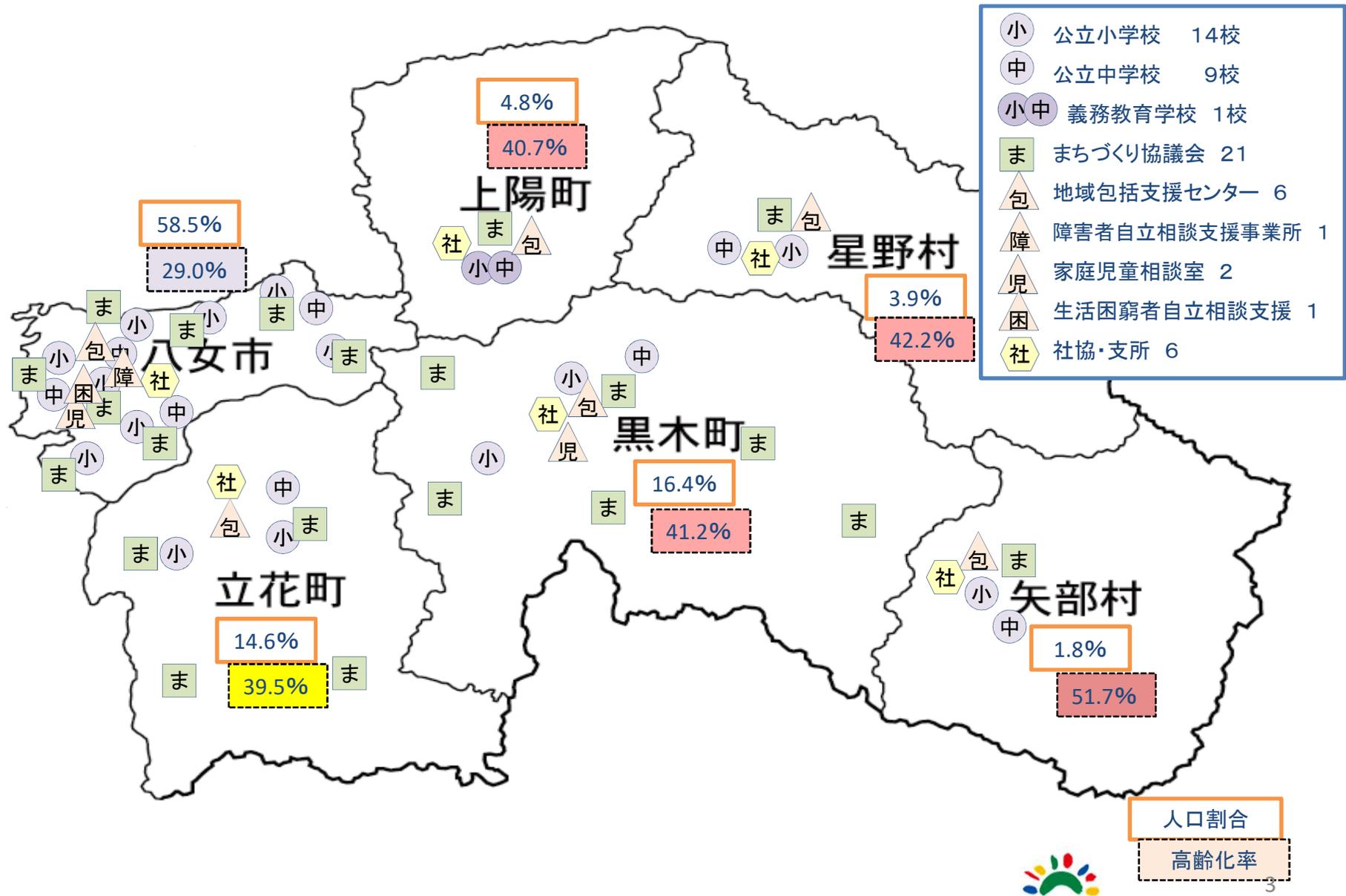


【市町村合併】

2006年 八女市へ上陽町編入合併

2010年 八女市へ黒木町・立花町・星野村・矢部村編入合併

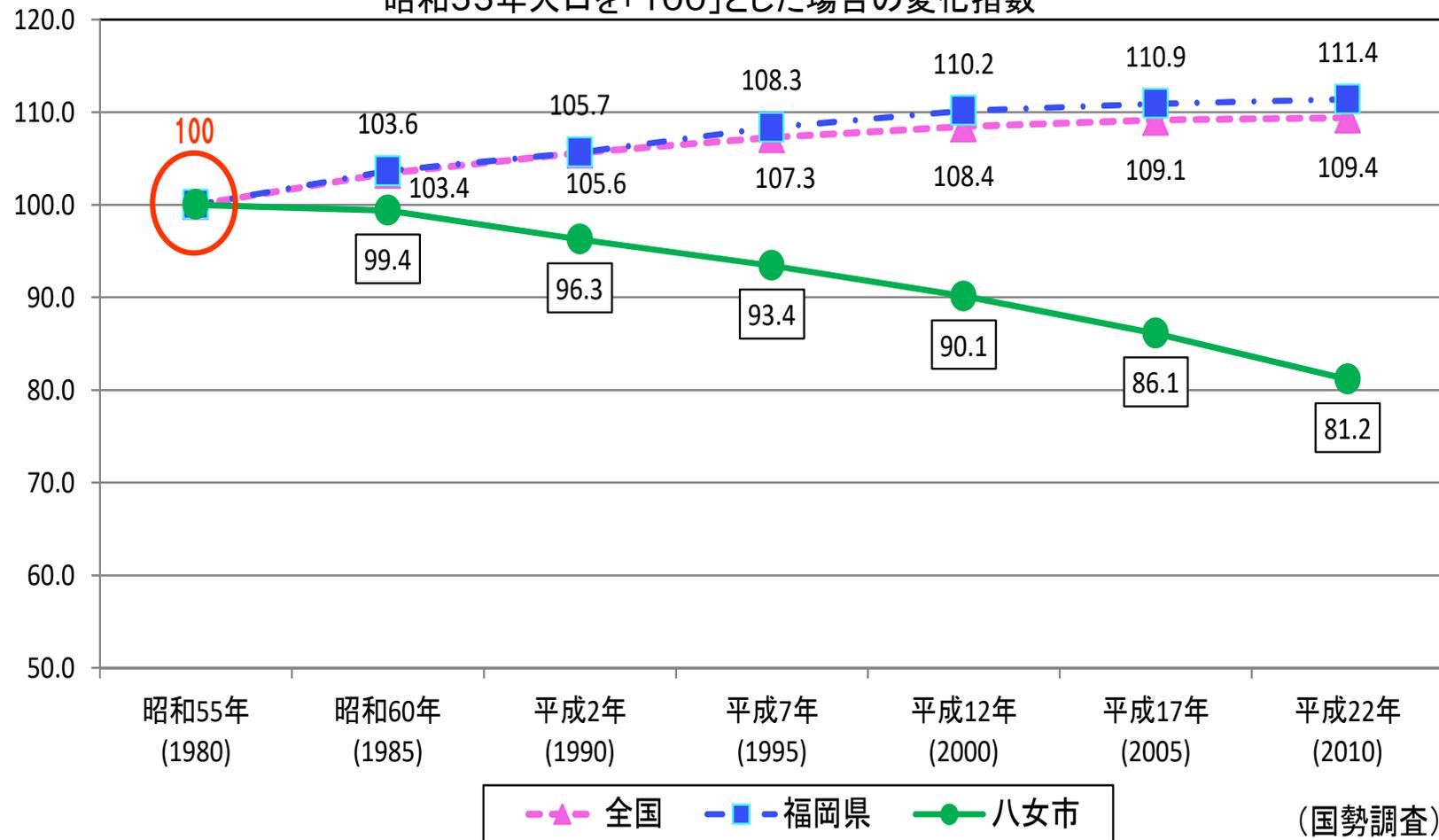
2. 八女市の概要【社会資源】



3. 八女市の概要【人口推移】

人口変化指数の推移(八女市)

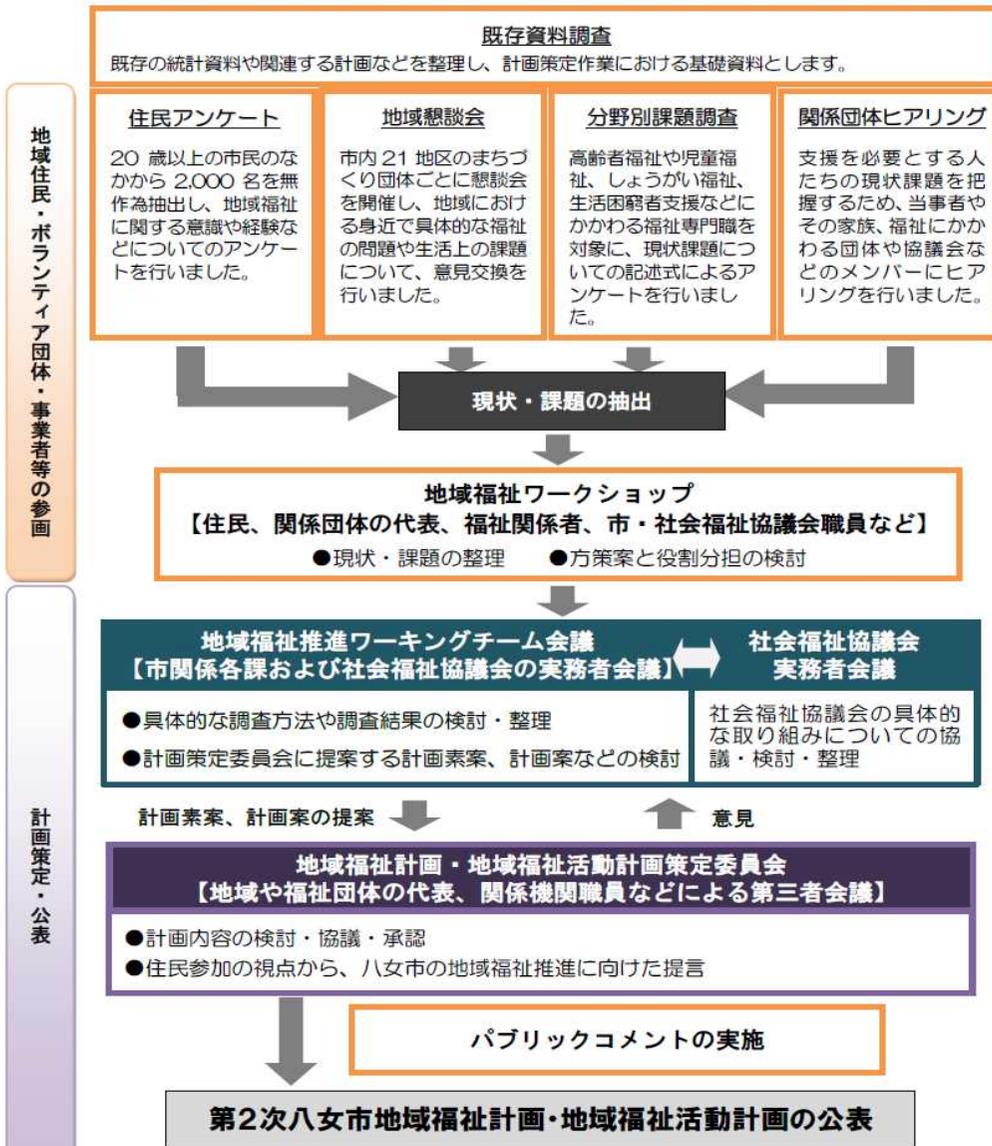
昭和55年人口を「100」とした場合の変化指数



参考:「八女市人口ビジョン」平成27年10月

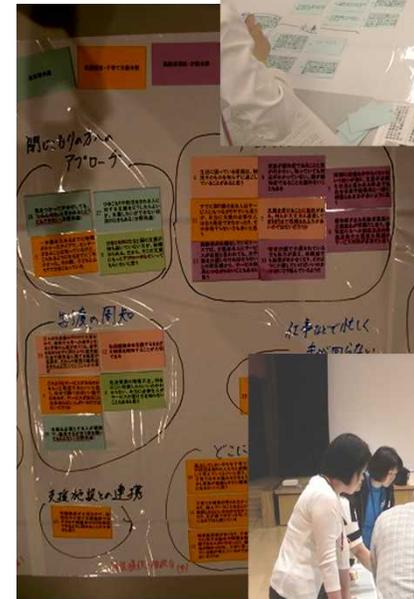


4. 第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画【策定と住民参画】



地域住民・ボランティア団体・事業者等の参画

計画策定・公表



ワークショップ(全4回)の様子



5. 第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画【基本理念・基本目標】

基本理念

心豊かに、共に支えあい、
安心して健やかに暮らせる、優しいまち 八女

基本目標1 「相談しやすい雰囲気づくり」

基本目標2 「連携した支援ができる体制づくり」

基本目標3 「絆を深め孤立化を防ぐ地域づくり」

基本目標4 「社会参加の意識づくり」

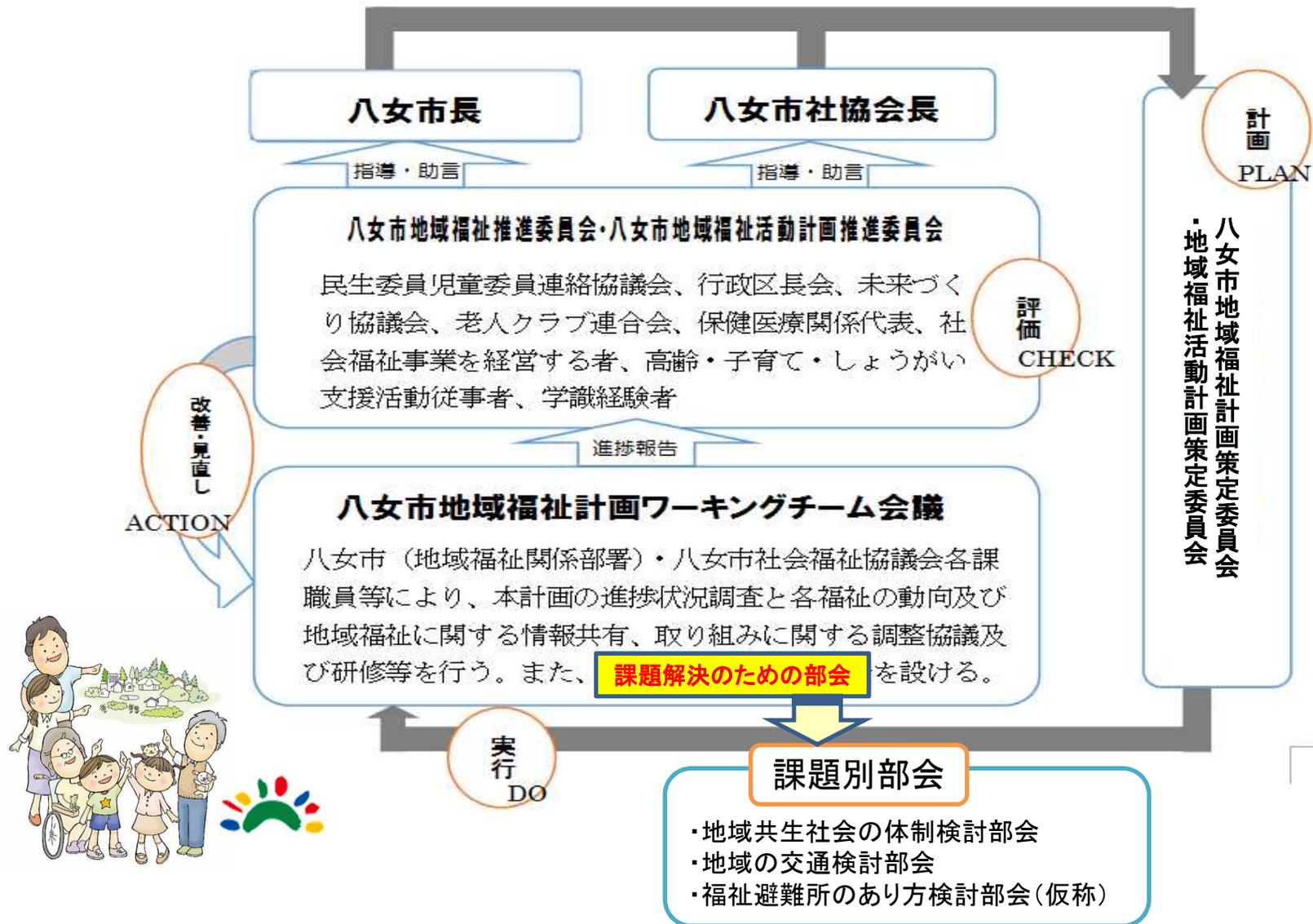


計画の推進

「地域共生社会」の実現に向けて



6. 第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画【計画推進体制】



改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)

(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

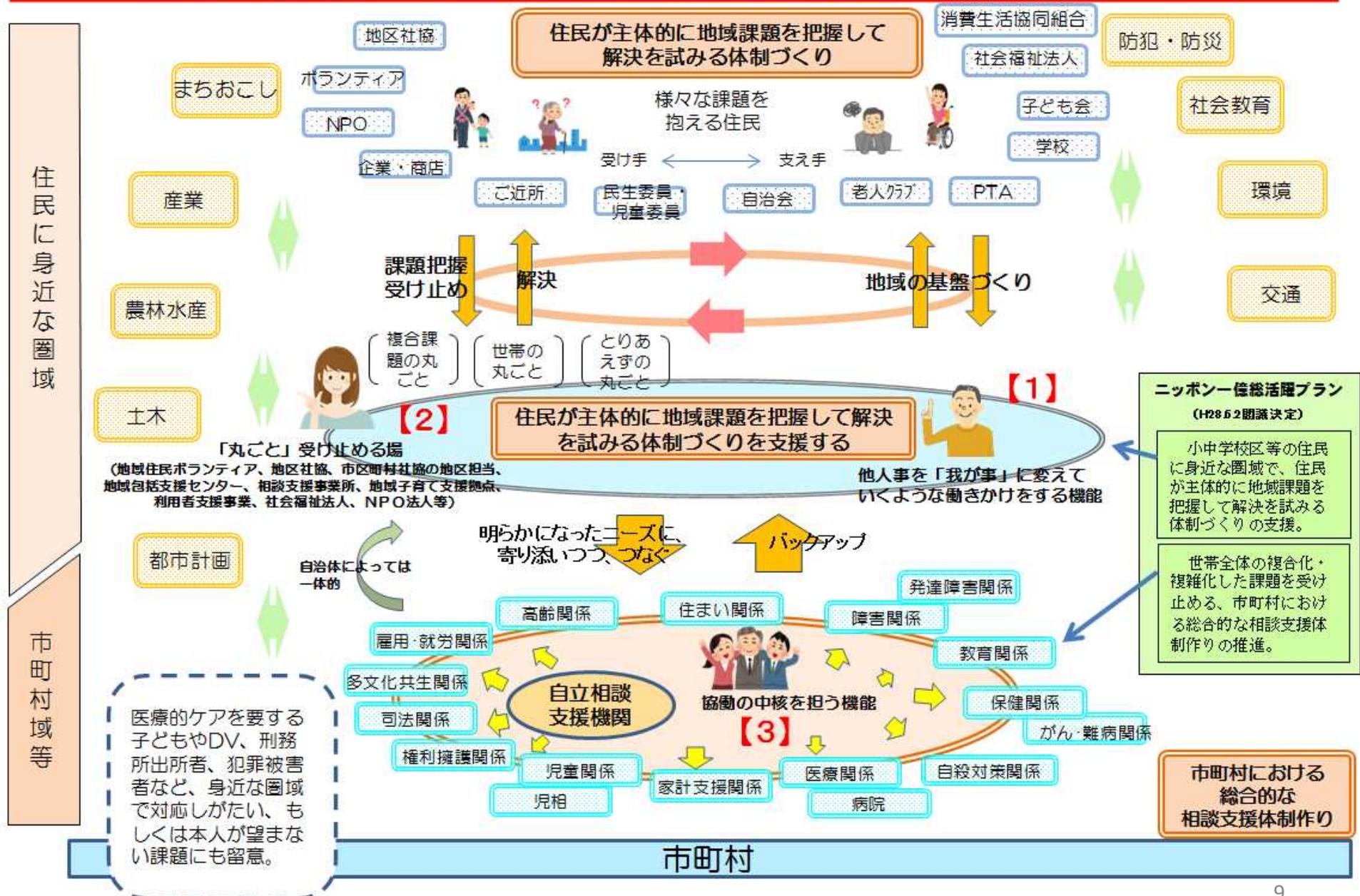
3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

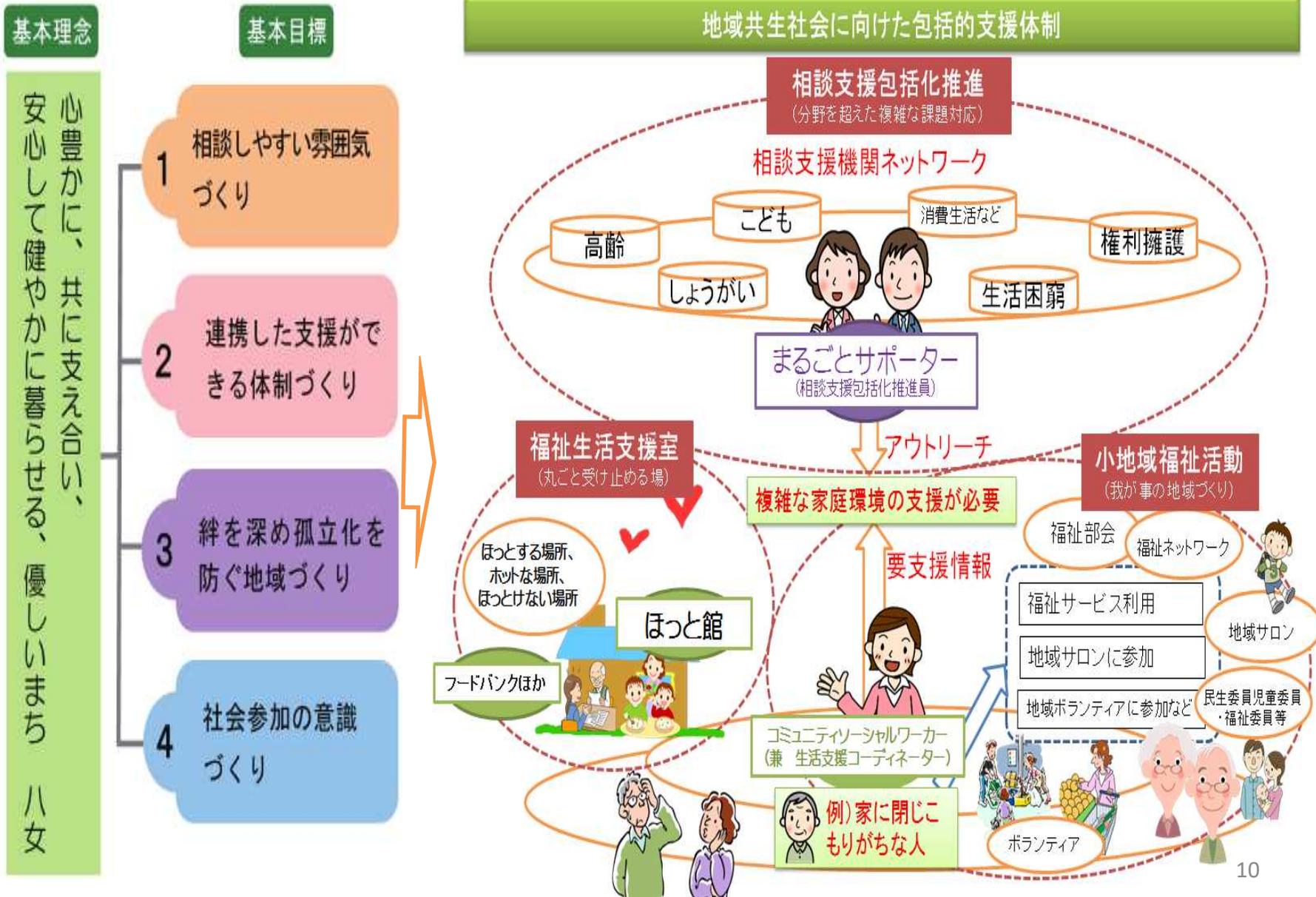
※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



7. 第2次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画 【計画推進と包括的支援体制の整備】



地域共生社会に向けた包括的支援体制

相談支援包括化推進

(分野を超えた複雑な課題対応)

相談支援機関ネットワーク



福祉生活支援室

(丸ごと受け止める場)

ほっとする場所、
ホットな場所、
ほっとけない場所

ほっと館

フードバンクほか



アウトリーチ

複雑な家庭環境の支援が必要

要支援情報

コミュニティソーシャルワーカー
(兼 生活支援コーディネーター)

例) 家に閉じこもりがちな人

小地域福祉活動

(我が事の地域づくり)

福祉部会

福祉ネットワーク

福祉サービス利用

地域サロンに参加

地域ボランティアに参加など

地域サロン

民生委員児童委員
・福祉委員等

ボランティア

7. 計画と包括的支援体制整備

(1) 小地域福祉活動推進とコミュニティソーシャルワーカー(CSW)



【小地域福祉活動推進状況】

	2019.1現在	目標(2021)
福祉部会(まち協単位)	13団体	21団体
福祉ネットワーク推進委員会 (行政区や民生委員担当地区単位)	57か所	80か所
福祉委員	198人	200人
見守り連絡員	564人	640人
福祉のつどい	10回	16回
ふれあいサロン	147か所	170か所



コミュニティソーシャルワーカー
(兼 生活支援コーディネーター)



7. 計画と包括的支援体制整備

(1') 小地域福祉活動(CSW)と生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)

【生活支援体制整備事業】

高齢者の介護予防・生活支援サービスの提供体制の構築に向けて、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘等の地域資源の開発、そのネットワーク化等を実践する。

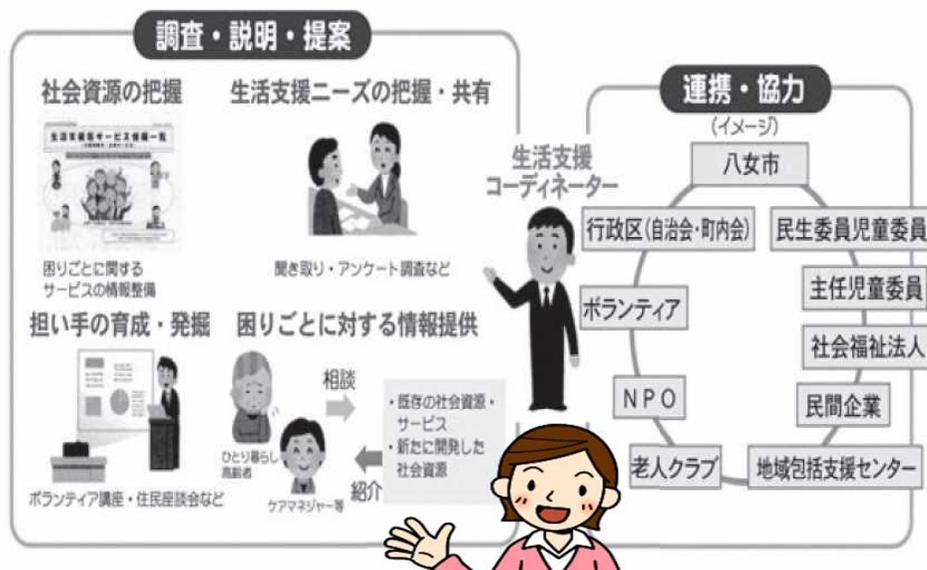
◎介護長寿課から社協へ委託

2016 第1層(市全域1名)

2017 第2層(日常生活圏域7名)

◎現在の取り組み

- ・地域ニーズと資源の見える化(買い物・移動・地域資源など)
- ・買い物支援のモデル事業(矢部地域)
- ・地域包括支援センターとの連携(日常圏域ケア会議の協働)



コミュニティソーシャルワーカー
(兼 生活支援コーディネーター)



「矢部地区」買い物支援の取り組み

八女市社協矢部支所(ゆいのもり)では、地域の課題解決のために「買い物支援の取り組み」として地元商店による臨時店舗の試験的販売が毎週火・木曜日に行われています。主に利用される方は、ゆいのもりを訪れた高齢者、隣接する診療所、歯科診療所に乗り合いタクシーを使って受診に来た高齢者の方です。来客者からは、「ゆいのもりに来たついでに買い物ができる便利です。」「病院の後に助かっています。」「足が悪くなって車の運転をやめてからは、買い物は子どもたちに頼むばかりでした。久しぶりに自分で見て選んで買えることがとてもうれしい。」等、喜びの声がかかれています。



▲商品も豊富になり、買い物しやすくなりました。

8. 計画と包括的支援体制整備

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(八女市2018.7~)

【地域力強化推進事業】(国庫補助基準額:1自治体当たり1200万円 補助率 3/4)

ア「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる環境の整備

- (ア) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- (イ) 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- (ウ) 地域住民に対する研修の実施
- (エ) その他「地域住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備にあたり必要な取り組み

イ「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

- (ア) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備
- (イ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知
- (ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握
- (エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

【多機関の協働による包括的支援体制構築事業】(国庫補助基準額:1自治体当たり1500万円)

現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないよう、**包括的に受けとめる総合的な相談支援体制の構築**を図る。相談支援包括化推進員を適当数配置し、**地域における相談支援機関(自立相談支援、包括、障害相談支援等)を円滑にコーディネート**する。

- ア相談者に対する支援の実施
- イ相談支援包括化ネットワークの構築
- ウ相談支援包括化推進会議の開催
- エ自主財源の確保のための取り組みの推進
- オ新たな社会資源の創出
- カその他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業

多機関の協働による包括的支援体制構築事業

支援体制

相談支援包括化推進
(分野を超えた複雑な課題対応)

相談支援機関ネットワーク



地域力強化推進事業

福祉生活支援室
(丸ごと受け止める場)

ほっとする場所、
ホットな場所、
ほっとけない場所

ほっと館

フードバンクほか

複雑な家庭環境の支援が必要

要支援情報

コミュニティソーシャルワーカー
(兼 生活支援コーディネーター)

例) 家に閉じこもりがちな人

小地域福祉活動
(我が事の地域づくり)

福祉部会

福祉ネットワーク

福祉サービス利用

地域サロンに参加

地域ボランティアに参加など

地域サロン

民生委員児童委員
・福祉委員等

ボランティア

7. 計画と包括的支援体制整備
「地域力強化推進事業」

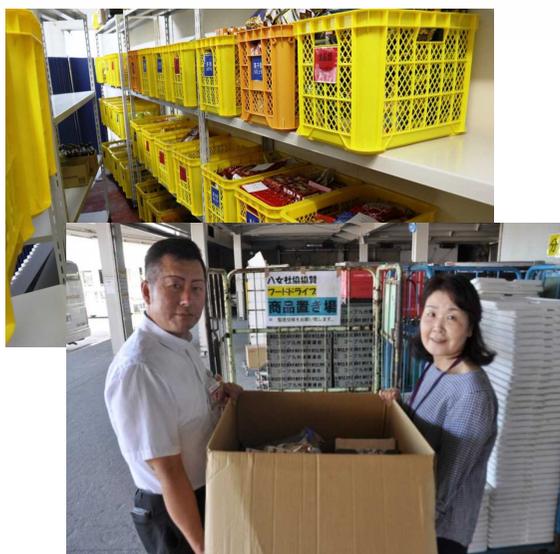
(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(2018.7)

八女市社会福祉協議会 福祉生活支援室



- フリースペース
- フードバンクの拠点

子どもから高齢者まで誰もが
ふらっと立ち寄れる場所（現在1カ
所）



市内ドラッグストア、ローソン、市民の方々
よりご寄付をいただき、エフコープ生活共同
組合のフードドライブとも連携し、生活困難
者支援を実施しています

フードバンク



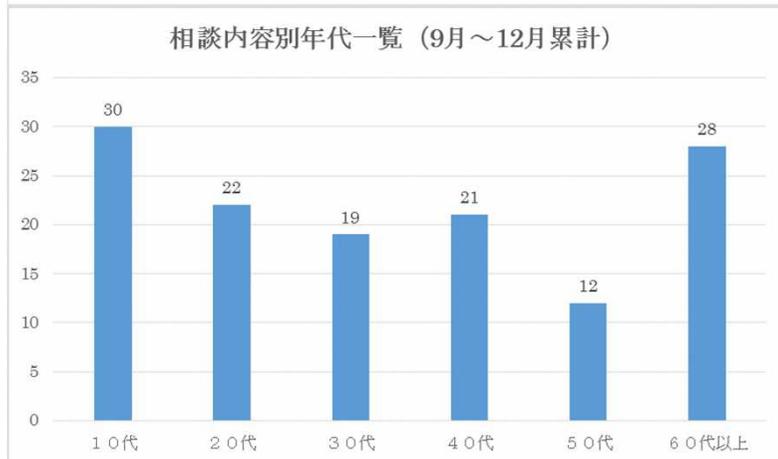
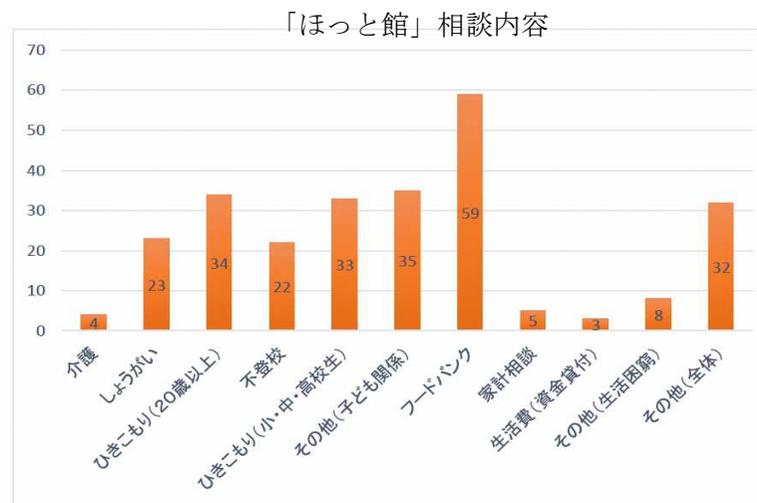
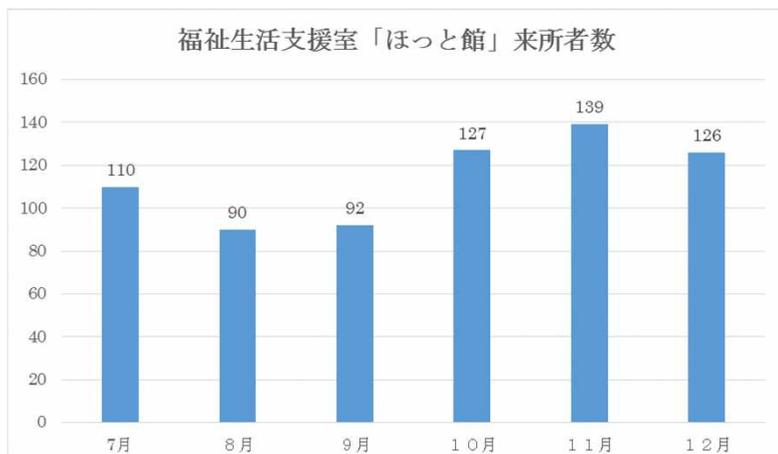
来所者累計：684名（H30.7-12）
相談内容は多岐にわたり、様々な支援機関と
の連携を図り相談支援を行っています。

フリースペース

7. 計画と包括的支援体制整備
「地域力強化推進事業」

(2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(2018.7)

福祉生活支援室「ほっと館やめ」の活動実績(2018.7月-12月)



生活困窮	権利擁護	高齢
不登校	ひきこもり	しょうがい
就労相談	自殺企図etc..	

【実施効果】

- ・「制度の狭間」の顕在化
- ・適応指導教室に行けない子、就労支援事業所に行けない人、引きこもりの人等の受け皿 etc...



「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」

あなたのまちの相談員
まるごとサポーター
 ~相談支援包括化推進員~

どこに相談していいのか迷っている方々へ 平成30年7月
事業開始

「子育て中なのに、親の介護もある、疲れました・・・」「離職して引きこもってしまった我が子の将来が心配。」「家にごみが積み重なってるんだけど・・・」など、どの相談機関に相談していいのか迷うことはありませんか？
 さまざまな相談ごとを「丸ごと」受け止めます。まずはお気軽にご相談ください。

各分野で相談支援を行う専門職の皆さんへ

「自分の専門分野外の課題を抱えた人やご家庭を支援しているけど、どうしたらいいの。」「他の相談機関の人と一緒に支援できたらと考えているけど、方法がわからない。」など、他の相談機関との連携にお困りではないでしょうか？

『まるごとサポーター（相談支援包括化推進員）』は次の取り組みを行います。

- 複雑な課題を抱える人の相談支援・調整
 福祉総合相談等で受けたケースや、各分野の相談窓口が抱えている複雑多岐な課題を抱えるケースに対して、分野を問わず相談を受け、課題整理して、各分野の支援機関と支援調整をします。
- 他機関連携のためのネットワークづくり
 各分野（高齢、しょうがい、子ども等）の相談支援機関と連携し、相談支援者同士の「顔が見える関係づくり」や各分野を超えた相談支援機関が機能的につながる体制づくりを行います。



まるごとサポーター
 (相談支援包括化推進員)

- 複雑な課題を抱える人の相談支援・調整
- 多機関連携のためのネットワークづくり

相談支援包括化推進員（まるごとサポーター）を市内6地域（日常生活圏域）に6名設置。
 CSWや包括、障害相談支援事業所等と連携し、個別ケース対応を行っています。

各分野の相談支援機関ネットワークを構築するため、各分野の核となる相談支援機関機関（コーディネート機関）との連携会議も行っていきます。

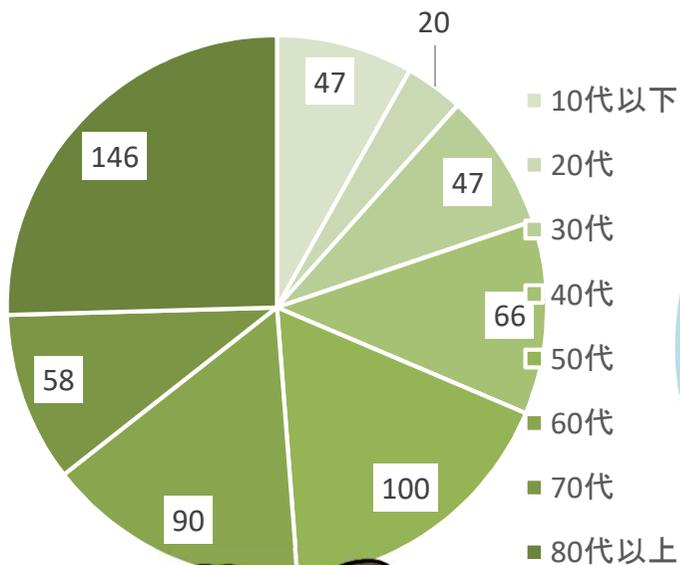
7. 計画と包括的支援体制整備 (2) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(2018.7)

「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」

相談支援包括化推進員(まるごとサポーター)の活動実績(2018.7月-12月)

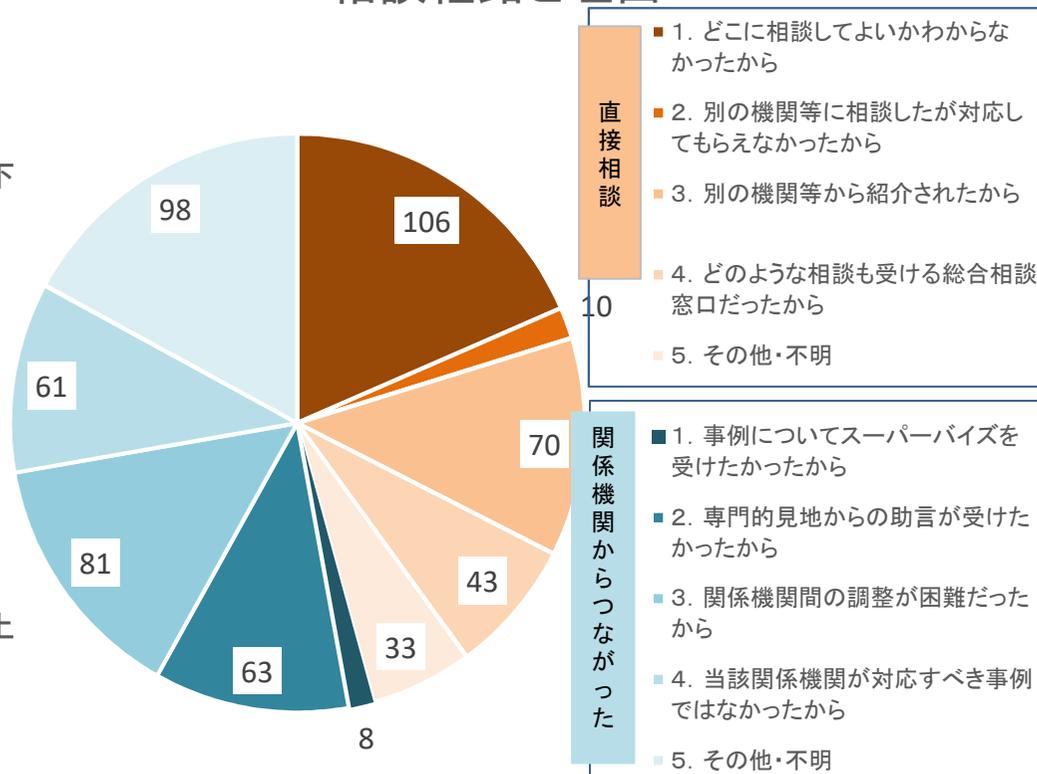
相談支援件数: 574件

対象者年齢別



まるごとサポーター
(相談支援包括化推進員)

相談経路と理由

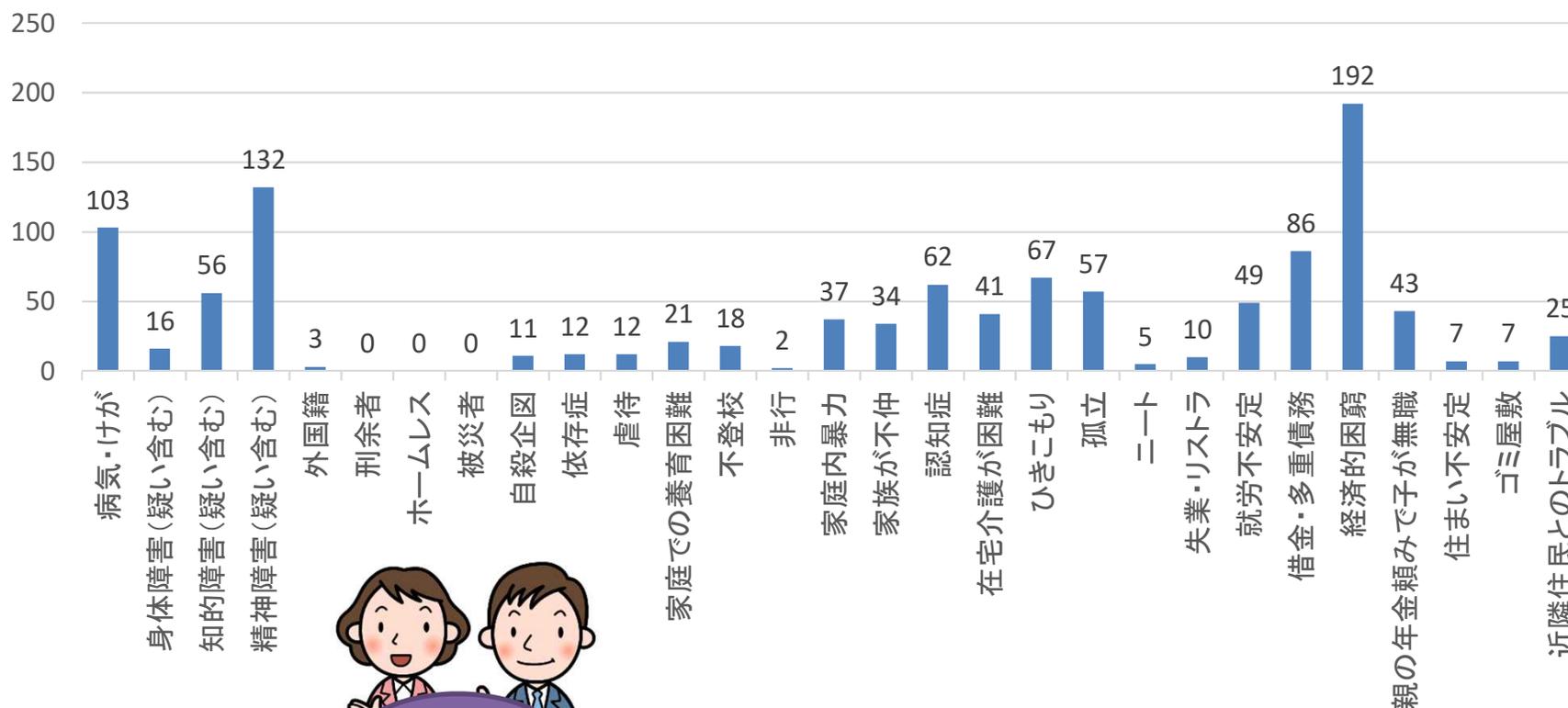


「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」

相談支援包括化推進員(まるごとサポーター)の活動実績(2018.7月-12月)

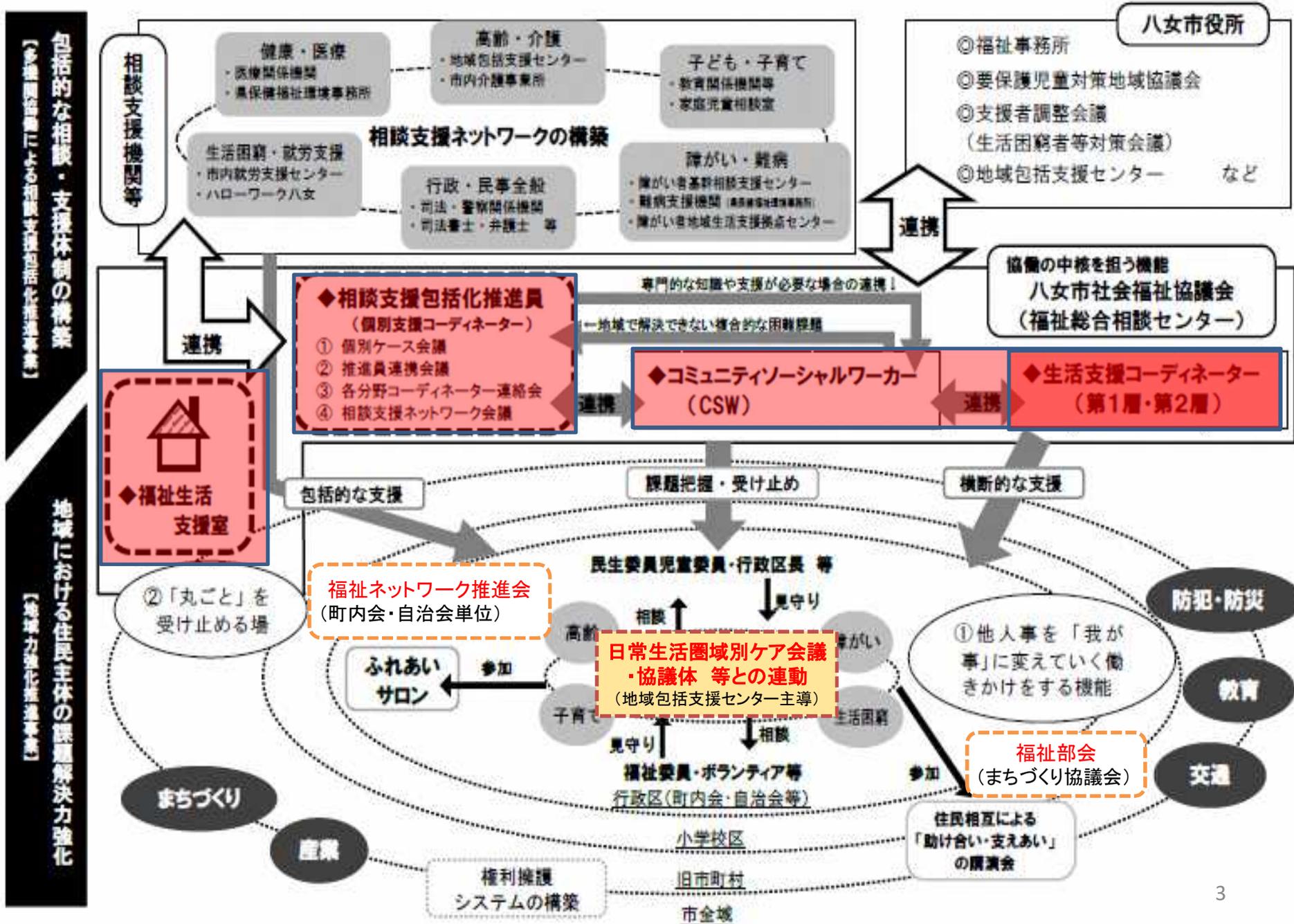
相談支援件数: 574件

相談内容【複数回答あり】



まるごとサポーター
(相談支援包括化推進員)

◎八女市における課題解決力強化・包括的な相談支援体制（イメージ）



8. 今後の課題

I 地域福祉計画を基盤とする地域共生社会実現への取り組み強化

- ・地域福祉推進委員会、ワーキングチーム会議、WT内の課題別部会による福祉分野を超えた横断的連携の継続と強化、新たな社会資源の検討等
- ・高齢分野の地域包括ケアシステム構築（日常生活圏域別ケア会議）と地域力強化事業（小地域福祉活動、CSW）の一体的推進
- ・社会福祉法人等による「地域における公益的取り組み」との連携

II 「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」の活用と「見える化」

- ・地域力強化推進事業と生活支援体制整備事業、その他分野の地域支援事業との連携、協働による地域組織への負担軽減
- ・相談支援包括化推進と他分野の相談支援機関連携を通じた、多機関型地域包括ケアシステム体制の強化
- ・地域共生とは垣根がなくなること。「福祉の人」だけの取り組みではない、「生活者（我が事）」として暮らしの不安を顕在化し、共有・共感すること
→地域福祉のすそ野を広げる「見える化」、映像化

III 社会福祉法改正に示された未着手テーマの検討

- ・福祉分野共通して取り組む事項のうち計画化できなかった事項の検討
 - 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
 - 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
 - 就労に困難をかかえる者への横断的な支援の在り方
 - 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

9. おわりに

「将来への漠然とした不安はあるけれども、
今の暮らしに不満はない。」

→その微妙なバランスが崩れたら...

計画＝未来設計

(市町村地域福祉計画)

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。



ご静聴ありがとうございました。